

10月4日 事務次官等会議  
10月5日 閣議  
10月8日 公布(予定)

平成16年10月  
内閣府

## 「平成16年7月29日から8月6日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

### 激甚災害名

#### 「平成16年7月29日から8月6日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」

7月25日南鳥島の西海上で発生した台風第10号は、強い勢力のまま、高知県西部に上陸した後、瀬戸内海を経て、山口県岩国市付近に再上陸し、日本海上で熱帯低気圧に変わった。この間、7月29日から8月2日にかけて西日本の太平洋側を中心に非常に激しい雨が降った。

台風通過後の1日から2日にかけて、高知県や愛媛県では猛烈な雨を観測し、東海地方以西の太平洋側では大雨となったところがあった。

さらに、4日紀伊半島の南海上で発生した台風第11号は、徳島県東部、兵庫県相生市付近に上陸した後、5日に日本海上で熱帯低気圧に変わり、6日に東北地方を通過した。この間、4日から5日にかけて、近畿地方南部を中心に東海地方から九州地方にかけて大雨となり、また、6日は東北地方で大雨となった。

これらにより、四国・中国地方を中心に大きな被害が発生した。

### 被害の発生状況

農地、農業用施設及び林道関係

(単位:億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	10.3	22.7	24.0	56.9

### 適用すべき措置の概要

激甚災害(本激) <全国について適用>

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(84% 92%(農地、過去5年間の実績))

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条第2項から第4項まで)

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

#### 連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

石井、江口、秋元

03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408